

2-8 浄化槽法に基づく指導監督規定には、どのようなものがありますか。

1 浄化槽法に基づく指導監督規定

浄化槽法においては、法による指導監督等を実効あるものとするため、行政庁に様々な権限が付与されています。

特に、適正な維持管理の徹底を図るため、平成18年2月1日施行の改正浄化槽法において、法定検査未受検者に対する指導や勧告、改善命令並びにこれらの指導等に従わない場合の罰則規定の創設は注目に値します。

これらの内容を整理すると、以下のようになります。

浄化槽法に基づく指導監督規定

条文	監督権者	対象者	監督権限を行使する場合	監督権限の内容
法第12条	都道府県知事	浄化槽管理者 浄化槽保守点検業者 浄化槽管理士 浄化槽清掃業者 技術管理者	生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるとき	浄化槽の保守点検又は清掃について必要な助言、指導、勧告
			浄化槽の保守点検の技術上の基準又は浄化槽の清掃の基準にしたがって浄化槽の保守点検又は清掃が行われていないと認めるとき	浄化槽の保守点検又は清掃について必要な改善措置命令、浄化槽管理者に対する使用停止命令
法第12条の2	都道府県知事	浄化槽管理者	11条検査を受検していないと認められ、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるとき	11条検査の受検について必要な指導、助言、勧告、改善命令
法第18条	国土交通大臣	浄化槽製造業者	不正の手段により認定を受けたとき等	型式認定の取り消し
法第32条	都道府県知事	浄化槽工事業者	生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるとき	浄化槽工事について必要な指示
			指示に従わず、情状等特に重いと等	登録の取り消し、事業停止命令
法第41条	市町村長	浄化槽清掃業者	生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるとき	浄化槽の清掃について必要な指示
			指示に従わず、情状等特に重いと等	許可の取り消し、事業停止命令
法第42条第3項	国土交通大臣	浄化槽設備士	浄化槽法又は同法に基づく処分違反したとき	免状の返納命令
法第45条第3項	環境大臣	浄化槽管理士		
法第53条	当該行政庁 (都道府県知事等)	浄化槽管理者 浄化槽製造業者 浄化槽工事業者 浄化槽清掃業者 浄化槽保守点検業者等	浄化槽法の施行に必要なとき	報告徴収
			浄化槽法を施行するため特に必要があると認めるとき	立入検査

## 2 浄化槽法等に基づく罰則規定

浄化槽法の規定のうち、無許可営業や各種届出義務・改善命令等に対する違反など特に遵守が求められるものについては、罰則規定が設けられています。

また、法人の従業員等が浄化槽法の規定に違反したときは、法人が当該従業員に違反行為に対する具体的な命令等を行ったどうかに関わらず、従業員による違反という事実のみをもって当該法人等にも罰金刑を科することとされています(法第63条)。したがって、法人の責任者は、従業員等の業務の監督についても十分に留意しなければなりません。

### 浄化槽法に基づく罰則規定

条文	違反の内容	罰則
無許可営業等 (法第59条)	浄化槽工事業・浄化槽清掃業の無許可営業、不正の手段による登録等	1年以下の懲役又は 150万円以下の罰金
	浄化槽工事業の登録等の取消・事業停止命令違反	
保守点検に係る改善命令 違反等(法第62条)	浄化槽管理者・保守点検業者等による保守点検又は清掃についての改善命令違反	6月以下の懲役又は 100万円以下の罰金
	浄化槽管理者の使用停止命令違反	
設置の届出義務違反等 (法第63条)	浄化槽設置、構造・規模の変更に係る無届又は虚偽の届出	3月以下の懲役又は 50万円以下の罰金
	浄化槽設置等の計画に関する特定行政庁の変更・廃止命令違反	
立入検査への非協力等 (法第64条)	設置届出受理後、規定の日数を経過する前の浄化槽工事の施工	10万円以下の罰金
	技術管理者の未設置、浄化槽清掃業者に必要な帳簿の未整備・虚偽記載等	
	浄化槽管理者・浄化槽清掃業者等による虚偽の報告、立入検査拒否等	
法人に対する両罰 規定(法第66条)	従業員等が法人の業務に関し浄化槽法に違反したときの当該法人に対する罰則規定(但し、法第59条、第62～64条に関する違反)	各本条の罰金刑
未受検者に対する改善命 令違反(法第66条の2)	11条検査未受検者に対する受検の勧告・改善命令違反	30万円以下の過料
浄化槽清掃業の届出義務違反 等に対する罰則(法第67条)	浄化槽清掃業の変更等に係る無届又は虚偽の届出	20万円以下の過料
	浄化槽清掃業者としての標識の未掲示	
	浄化槽法違反等による浄化槽管理士及び浄化槽設備士免状の未返納	
廃止の届出義務違反等 (法第68条)	浄化槽の使用廃止に係る無届又は虚偽の届出	5万円以下の過料

## 3 保守点検業者登録条例に基づく罰則等

浄化槽の保守点検業者の登録は県及び新潟市の条例に基づく制度ですから、保守点検業者に対する指導監督規定や罰則も条例に規定されています。

これらの規定は浄化槽法に準じて整備されていますが、具体的には、不正の手段による登録や登録事項の虚偽届出、浄化槽法・登録条例又はそれらに基づく処分に対する違反に対し、登録の取消や事業停止命令などが定められています。

また、無登録営業や帳簿の未整備・虚偽記載、立入検査の拒否等に対しては、罰則規定が設けられています。